

令和元年（行コ）第27号 川内原子力発電所設置変更許可取消請求控訴事件

令和7年8月27日判決言渡

控訴人（原審原告） 青柳行信ほか（計29名）

被控訴人（原審被告） 国

訴訟参加人 九州電力株式会社

判 決 要 旨

【結論】

控訴棄却（※控訴人2名につき訴訟終了）

【裁判所】

福岡高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 松田 典浩 裁判官 志賀 勝 裁判官 穂苅 学

【事案の概要】

本件は、原審原告らが、国（被控訴人）に対し、原子力規制委員会が平成26年9月10日付けで九州電力株式会社（参加人）に対してした川内原子力発電所1号炉及び2号炉の設置変更許可処分の取消しを求めた行政訴訟である。

原審（福岡地方裁判所）は、一部の原審原告の訴えにつき原告適格が認められず不適法であるとして却下し、その余の原審原告の請求を棄却した。これを不服として控訴人らが控訴をした。

【理由】

1 原告適格

(1) 処分の取消しの訴えは、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる（行政事件訴訟法9条1項）。

発電用原子炉の設置許可及び設置変更許可に関する、規制法上の各規定は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別

的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解される。

その上で、当該住民の居住する地域が、原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものと解するのが相当である（最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571頁参照）。

(2) 本件各原子炉の構造、規模等、原子力災害対策特別措置法6条の2第1項に基づいて定められた原子力災害対策指針の内容、福島第1原発事故及びチェルノブイリ原発事故の状況等を勘案すると、本件各原子炉が所在する九州（本島）は、原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される地域に当たるといえるが、本件各原子炉から800km以上離れた地域が、原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される地域に当たるといふことはできない。

(3) したがって、控訴人らのうち、鹿児島県（薩摩川内市、日置市、いちき串木野市及び鹿児島市）、熊本県（水俣市、宇土市及び熊本市）、福岡県（糟屋郡篠栗町、福岡市及び宗像市）に居住する者には、原告適格があると認められる。他方で、富山県、神奈川県、東京都、埼玉県及び福島県に居住する者には、原告適格があるとは認められず、これらの地域に居住する者の訴えは不適法である。

2 本件処分の違法性

(1) 判断の枠組み

発電用原子炉の設置変更許可処分の取消訴訟における裁判所の審理判断は、調査審議を経た上で行った原子力規制委員会の判断に不合理な点があるかという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、又は当該原子炉施設が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤欠落

があり、その判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるものとして、その判断に基づく原子炉設置変更許可処分は違法と解するのが相当である（最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁参照）。

(2) 審査基準の合理性

ア 規制法及び設置許可基準規則の解釈

規制法43条の3の8第2項及び43条の3の6第1項4号並びに設置許可基準規則6条は、発電用原子炉の設置許可及び設置変更許可の手續に関し、原子力規制委員会に対し、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないといえるかどうかを審査する基準を策定し、その基準に適合するかどうかを審査することを求めているが、およそ全ての火山の影響を考慮することを求めるものではなく、火山の影響のうち最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものを考慮することを求めているものと解すべきである。

控訴人らは、原発事故の特異性や原子力科学技術の特殊性のほか、SSG-21及び安全目標を根拠として、リスクを無視してよいと判断するには慎重であるべきであり、例えば、1000万年に1回というような定量的な指標を下回るような場合でない限り、これを無視することは許されないと主張する。しかし、原子力規制委員会は、基本法及び規制法の規定や趣旨、事故が発生した場合の被害の甚大さを踏まえ、安全を旨として、原子炉の安全性の審査を行うことが求められており、裁判所においても、これらを踏まえた審理判断が求められているといえるが、過去1000万年に1回又は1000万分の1以下という指標により、自然現象による事故発生危険性の有無を判断するよう求められているということとはできない。

イ 火山ガイドの合理性

本件処分の基準適合性審査において火山の影響に関する具体的審査基準として用いられたのは平成25年に策定された火山ガイドであるが、原子力規制委員会は、「基本的な考え方」で示された判断枠組みに沿って審査を行っていたものと認めら

れるから、本件では、「基本的な考え方」で示された趣旨を踏まえて、火山ガイドの合理性の検討を行うのが相当である。他方で、令和元年改正後の火山ガイドは、その趣旨はともかく、これ自体が本件処分の基準適合性審査に用いられた具体的審査基準に当たるといえることはできない。

火山ガイドは、SSG-21をはじめとする安全上の指針に整合的であり、火山学に関する専門的知見を踏まえた検討を経て作成されたものであって、合理性を有することにつき相応の根拠があるといえる。控訴人らの主張を踏まえても、本件処分の基準適合性審査において具体的審査基準として用いられた火山ガイドが不合理であるといえることはできない。

(3) 看過し難い過誤欠落の有無

以下のとおり、本件処分の基準適合性審査において、調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤欠落があったとは認められない。

ア 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出

参加人は、文献調査、地形・地質調査、火山学的調査により周辺5カルデラ等の合計14の火山を抽出し、原子力規制委員会は、これを妥当としているところ、火山ガイドに則ったものであり、相当の根拠、資料があるといえる。

イ 将来の活動可能性

参加人は、周辺5カルデラ、米丸・住吉池、雲仙岳、口永良部島を将来の活動可能性が否定できない火山とし、原子力規制委員会は、これを妥当としているところ、火山ガイドに則ったものであり、相当の根拠、資料があるといえる。

ウ 運用期間中の活動性評価

参加人は、将来の活動可能性が否定できない火山として抽出した火山のうち、過去に破局的噴火（VEI7以上）を発生させた周辺5カルデラを取り上げた上で、運用期間中の活動可能性の評価を行い、原子力規制委員会は、これを妥当としているところ、破局的噴火を取り上げて検討を行った点は、火山ガイドに則ったものであり、相当の根拠、資料があるといえる。

火山学上の知見等によると、周辺5カルデラ（始良カルデラ、加久藤・小林カルデラ、阿多カルデラ、鬼界カルデラ及び阿蘇カルデラ）の各カルデラにつき、原子力規制委員会が、それぞれのカルデラの現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状況ではなく、噴火可能性が十分小さいと判断したことにつき、相当の根拠、資料があるというべきである。

エ 敷地において考慮する火山事象、火山活動のモニタリング

これらの点に関する原子力規制委員会による調査審議及び判断は、火山ガイドに則ったものであり、相当の根拠、資料があるといえる。

【補足】

控訴人2名が控訴審係属中に死亡したため、同人らの訴訟が終了したことを主文において明らかにした。

以上